

今後の検討項目に係る現状について

令和5年10月19日
公共放送WG事務局

国内放送

■ テレビジョン放送

- ・ 地上2波（総合・教育）
- ・ 衛星4波（BS1・BSプレミアム・BS4K・BS8K）

■ ラジオ

- ・ AM2波（第1・第2）
- ・ FM1波

国際放送

■ テレビジョン放送（衛星波）

- ・ 外国人向け「NHKワールド JAPAN」
- ・ 邦人向け「NHKワールド・プレミアム」

■ ラジオ放送（地上波（短波・中波・FM）、衛星波）

- ・ 外国人向け「NHKワールド JAPAN」
- ・ 邦人向け「NHKワールド・ラジオ日本」

インターネット配信

■ NHKプラス

- ・ 地上テレビ放送（総合・教育）の同時配信・見逃し配信

■ その他

- ・ らじる★らじる（ラジオの同時配信等）、国際放送の配信、NHKオンデマンド、理解増進情報

1. 地上ラジオ放送関係

NHKラジオ放送の概要

- NHKは、現在、「ラジオ第1放送」、「ラジオ第2放送」及び「FM放送」の3波を放送。
- NHKは、「NHK経営計画（2024-2026年度）」（案）において、2026年度（令和8年度）より、現在の3波（ラジオ第1(R1)・ラジオ第2(R2)・FM) から2波（新AM・新FM）に整理・削減を行うことを発表（現在、NHK経営委員会において意見募集を実施中）。

	チャンネル	開始	1日の放送時間	令和5年度予算	編集方針
AM 放送	ラジオ第1放送	1925年 (大正14年)	24時間	35.1億円	安全・安心を担う音声基幹波。命と暮らしを守る情報を届ける。また、多様なジャンルの番組をバランスよく提供し、さまざまな世代のリスナーに支持されるよう編成。
	ラジオ第2放送	1931年 (昭和6年)	19時間		いつでもどこでも学べる生涯学習波。多様な知的欲求に応える番組を編成するとともに、語学番組の充実、インターネットサービスとの効果的な連携を図り、リスナーに利用しやすい形で学びの機会を提供。
FM 放送	FM放送	1969年 (昭和44年)	24時間		リスナーの興味・関心に深く応える専門チャンネル。音楽、芸能を中心に文化・教養まで、幅広いジャンルで専門的な番組を編成。災害などの緊急時には、ラジオ第1放送とも連携して機動的な番組を編成。



A Mラジオ放送の送信所アンテナ（所在地：埼玉県久喜市菖蒲町）

- ・NHKラジオ第1（写真右）：鉄塔の高さ245m、出力300kW
- ・NHKラジオ第2（写真左）：鉄塔の高さ215m、出力500kW



【出典】2023年度国内放送番組編集の基本計画

NHK-FMの送信アンテナ
(東京スカイツリー)

ラジオ受信料の廃止

- ラジオ放送に係る受信料は1968年（昭和43年）に廃止。
- NHKのラジオ放送を受信することのできる受信設備のみを設置した者は、受信契約締結義務の対象外とされている。

受信料体系の推移

（単位：円）

年月	変更事項	ラジオ	テレビ	
			カラー	普通
1951 (S26) .4		50		
1953 (S28) .2	テレビ放送の開始によりテレビとラジオの2本立て料金に ・ラジオ放送の受信契約 ・テレビ放送の受信契約	50		200
1954 (S29) .4	受信料引き上げ	67		300
1959 (S34) .4	受信料引き上げ	85		
1962 (S37) .4	契約甲と契約乙の受信料体系に組み替え ・契約甲：全ての放送の受信契約 ・契約乙：ラジオ放送のみの受信契約	契約乙50		契約甲330
1968 (S43) .4	カラー契約と普通契約の体系に組み替え、 ラジオ受信料（契約乙）の廃止 ・カラー契約：カラーテレビジョン放送の受信契約（地上系） ・普通契約：白黒テレビジョン放送の受信契約（地上系）	廃止	465	315

ラジオ受信料の廃止の経緯

- テレビ放送の普及率がラジオ放送の普及率と同等となり、ラジオ放送の受信機のみ保有する者が減少
- ラジオ放送の受信料収入は、当時のNHK全体収入の1%に満たさず、また、ラジオ放送の受信料収入の半分がラジオ放送受信料徴収に要する経費となっており、著しく非効率化

放送法が改正され、
1968年にラジオ放送の受信料は廃止。

【参考】放送法（昭和25年法律第132号）

（受信契約及び受信料）

第六十四条 **協会の放送を受信することのできる受信設備（次に掲げるものを除く。以下この項及び第三項第二号において「特定受信設備」という。）を設置した者は、同項の認可を受けた受信契約（略）の条項（略）で定めるところにより、協会と受信契約を締結しなければならない。**ただし、特定受信設備を住居（略）に設置した場合において当該住居に設置された他の特定受信設備について当該住居及び生計を共にする他の者がこの項本文の規定により受信契約を締結しているとき、その他この項本文の規定による受信契約の締結をする必要がない場合として認可契約条項で定める場合は、この限りでない。

一 放送の受信を目的としない受信設備

二 **ラジオ放送**（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第百二十六条第一項において同じ。）又は多重放送に限り受信することのできる受信設備

- 「らじる★らじる」は、NHKラジオ第1（R1）・ラジオ第2（R2）・NHK-FM放送の音声と番組情報をPCやスマートフォン、タブレットで聴取できるインターネット配信サービス。
- サービス開始は、2011年（平成23年）9月。無料で利用可能（通信費は利用者負担）。
- なお、ラジオ第1及びFMは、radiko（ラジコ）においても同時配信（ラジオ第2は2019年3月に配信終了）。

ライブ配信

- NHKラジオ（ラジオ第1・ラジオ第2・NHK-FM）の放送を同時提供（日本国内）
- 山間部など電波の入りづらい地域、夜間の外国電波混信、マンションなど鉄筋コンクリート住宅の全国的普及など、ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善を目的として開始したサービス。
- インターネット環境が整っていれば、ラジオ番組をノイズの少ない音で聴取可能。
- 現在、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、松山、福岡エリアの「ラジオ第1」と「FM」全国エリアの「ラジオ第2」がインターネットを通して全国どこでも聴取することが可能

【出典】らじる★らじるアプリサイト



聞き逃し配信

- 放送された音声を聴取可能。各音声には、公開期間が設定されている。
- 一部の番組は、リンク先の番組ホームページで聴取可能。



【出典】らじる★らじるアプリサイト

読むらじる。

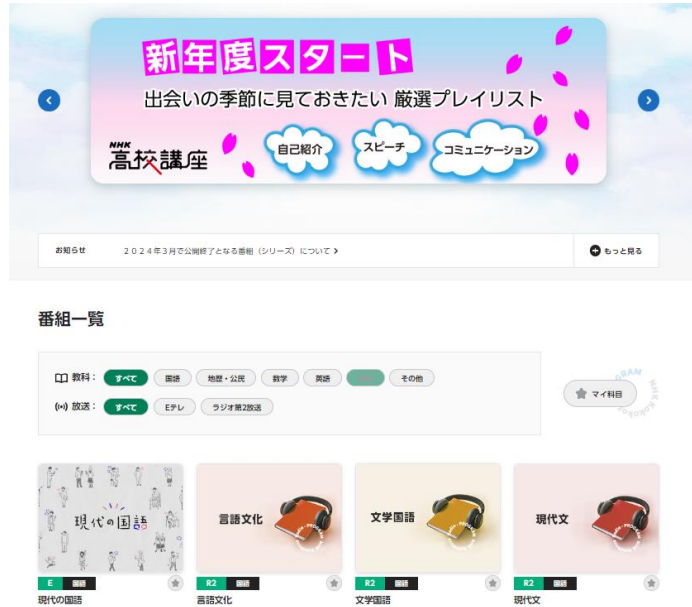
- NHKラジオの中から注目の記事を掲載



【出典】NHK読むらじる。サイト

○ ラジオ放送に係る理解増進情報として、ポータルサイト、番組ホームページ、X（旧Twitter）等を展開。

高校講座



【出典】NHK高校講座 サイト

視覚障害ナビ・ラジオ



【出典】視聴覚ナビ・ラジオ サイト

NHK ゴガク



【出典】NHKゴガク サイト

X（旧Twitter）での情報発信



【出典】NHKラジオニュース X

日々の語学学習をサポートする機能が盛りだくさん！
放送とあわせてご利用いただくと「語学番組」をもっと楽しめます。

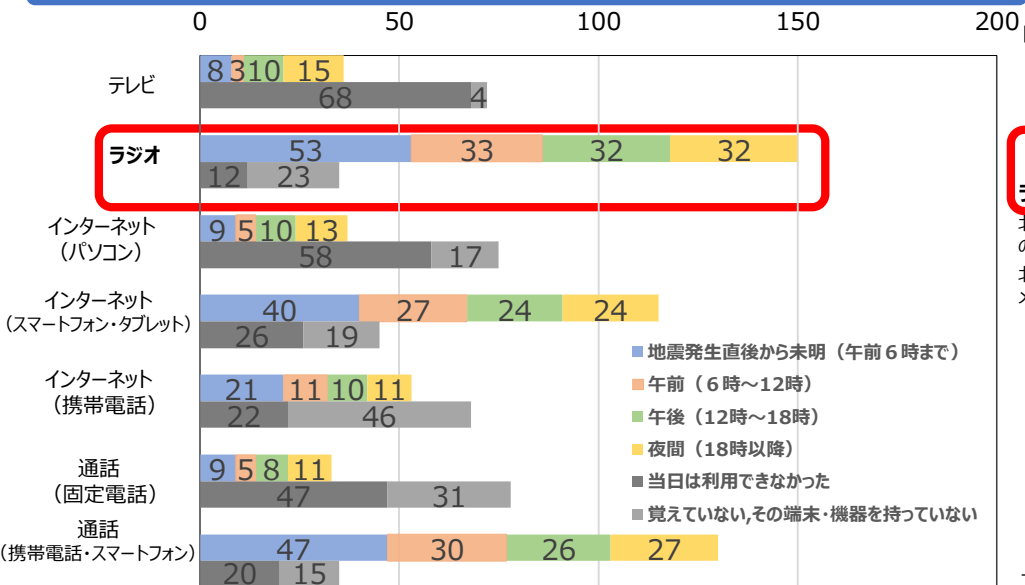
シェアする

40 フォロワー 4.8万 フォロワー

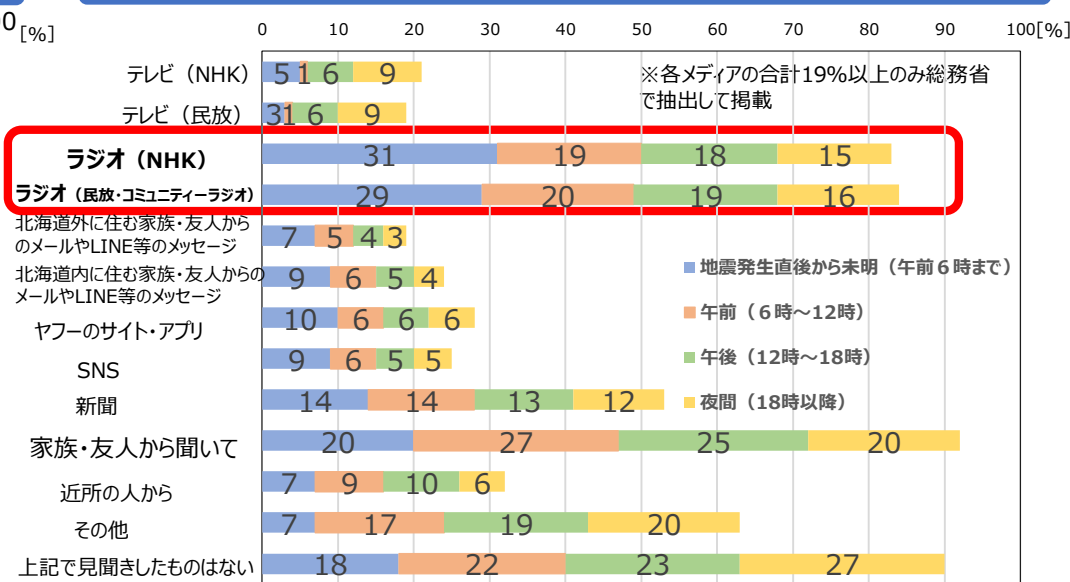
災害時におけるラジオの有用性（平成30年北海道胆振東部地震発生時）

- 2018年9月に発生した平成30年北海道胆振東部地震においては、大規模停電に見舞われ、テレビ、携帯電話、パソコンの利用等が制限された。このため、ラジオが被災情報、安否情報、生活情報などの主要な情報源となった。
- 地震発生当日利用できた端末・機器は、どの時間帯でも「ラジオ」が最も多かった。
- 地震に関する情報を得るために利用したメディアについて、「地震発生直後から未明（午前6時まで）」は「ラジオ」が多く、その他の時間帯についても、他のメディアと比較して「ラジオ」が相対的に高い利用率だった。

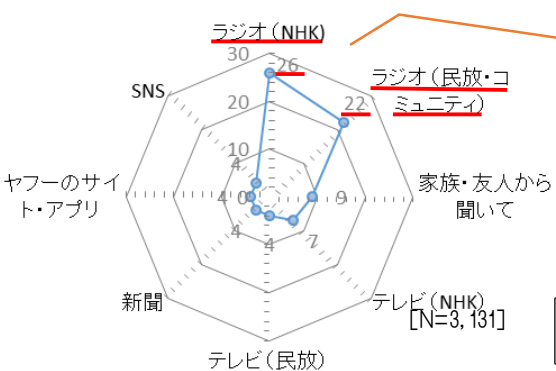
地震発生当日に利用できた端末・機器（複数回答）



地震に関する情報を得るのに利用したメディア（複数回答）

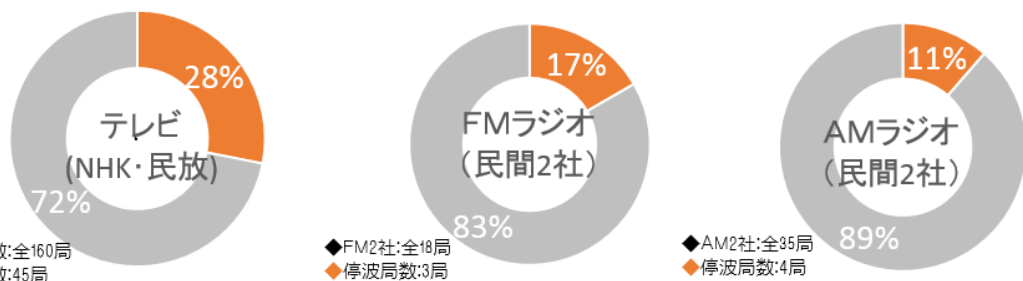


最も役に立ったメディア（総務省で上位8つを抽出して掲載）



「ラジオ (NHK)」が26%で最も多く、次いで「ラジオ (民放・コミュニティラジオ)」(22%) だった。

地震による放送への影響（停波した局の割合）



NHK放送文化研究所「放送研究と調査」2019年2月号に掲載の「北海道ブラックアウト どのメディアが機能したのか」に基づき総務省作成 (2018年10月5日~10月11日実施・北海道在住 16~79才男女 (調査会社のモニターから抽出) 計3375名)

【公共放送ワーキンググループ】

- 今回提案されている各論の5つ全て必須業務でいいと、私はすべきだと考えています。どなたからも御発言ありませんでしたけど、らじる★らじるは私のような古めのマンションに住んでおりますとラジオがすごく入りにくいので、これがネット配信になるとすごく助かると思っています。（第5回 長田構成員）

【デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（親会）】

- 災害時という点では、地震や津波や火災など、何があるか分からないわけですが、実は、屋内で放送を見るよりは、いわゆる携帯受信、ネットからのほうが、我々、日常生活をしていて、堅牢というか、途切れなく聴けるわけですね。そういう意味では、ラジオもradikoとらじる★らじるがあるわけで、これは恐らく、スマホ普及に伴ってどんどん増えていくことに任せていけばいいわけなので、ここは逆に、ワイドFMや、さらに95MHz以上のワイドFMの受信機の普及に頼るよりは、圧倒的に数は多いと推測します。「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」でも発言しましたが、どうしても放送でのリーチということを基準に議論はされるのですが、もちろんそれは大事なことですけれども、ネット側での受信の代替というのもあるわけですし、今回の三つの課題の中の2番目の、今日は議論をしないケーブルテレビによる巻取りというのも含めてブロードバンド代替という話がテレビにも起こっているということを考えれば、radiko、らじる★らじるでの放送、放送をネット側で出すということがここまで早くできているというのをうまく活用して、全体で設計していくことがすごく重要ではないかと感じます。（第15回 奥構成員）

2. 衛星放送關係

衛星基幹放送		衛星一般放送
BS放送 BS : Broadcasting Satellite	東経110度CS放送 CS : Communication Satellite	東経124/128度CS放送
【ハード事業者】 (株)放送衛星システム (B-SAT) 【ソフト事業者】 衛星基幹放送事業者 : 23者	【ハード事業者】 スカパーJ SAT(株) 【ソフト事業者】 衛星基幹放送事業者 : 20者	【ハード事業者】 スカパーJ SAT(株) 【ソフト事業者】 衛星一般放送事業者 : 4者
<番組数> (右旋) 4K : 6番組 HD : 29番組 (左旋) 8K : 1番組 4K : 3番組	<番組数> (右旋) HD : 42番組 SD : 12番組 (左旋) 4K : 8番組	<番組数> 4K : 1番組 HD : 136番組 等
<普及状況> NHK 衛星契約数 : 2266.4万件 WOWOW加入者数 : 248.3万件	<普及状況> スカパー！サービス 加入者数 : 209.6万件	<普及状況> スカパー！プレミアムサービス 加入者数 : 68.3万件

(注1) 衛星一般放送には、東経124/128度CS放送のほかに東経144度CS放送及び東経154度CS放送もあり。

(注2) BS放送及び東経110度CS放送のソフト事業者には兼営2者を含む。

(注3) 番組数は令和5年4月1日時点。

(注4) 普及状況の加入者数は令和5年7月時点。NHKの衛星契約数は令和5年3月末時点。

- NHKは、1989年（平成元年）6月より衛星放送2チャンネル（衛星第1テレビジョン、衛星第2テレビジョン）の本放送を開始。現在、BS1、BSプレミアム、BS4K、BS8Kの4波が放送されている。
- 受信契約については、衛星契約数は2,266.4万件。 ※契約総数は4,447.7万件（いずれも2022年度末時点）

衛星	画素数	チャンネル	開始	1日の放送時間	令和5年度予算	編集方針
BS 右旋	2K	BS1	2011年4月	24時間	271億円	緊迫する世界情勢やグローバル経済の動向、刻々と変化する世界や人々の動きを、正確かつ多角的に伝えるニュースやドキュメンタリーを編成。また、関心の高いスポーツ番組を多彩に放送。
		BSプレミアム	2011年4月	24時間	216.9億円	自然、紀行、歴史、芸術、ドラマなど、幅広いジャンルの魅力あふれる番組を提供。
	4K	BS4K	2018年12月	21時間	96億円	超高精細映像コンテンツの先導的な役割を果たすチャンネルとして、自然、紀行、歴史、芸術、ドラマなど、幅広いジャンルの特殊番組や長時間の中継など大型特集を編成。
BS 左旋	8K	BS8K	2018年12月	12時間10分	15.1億円	視聴者にとって新しい映像体験となるような多彩なジャンルの特集番組を提供。

【出典】2023年度国内放送番組編集の基本計画

BS1「国際報道」

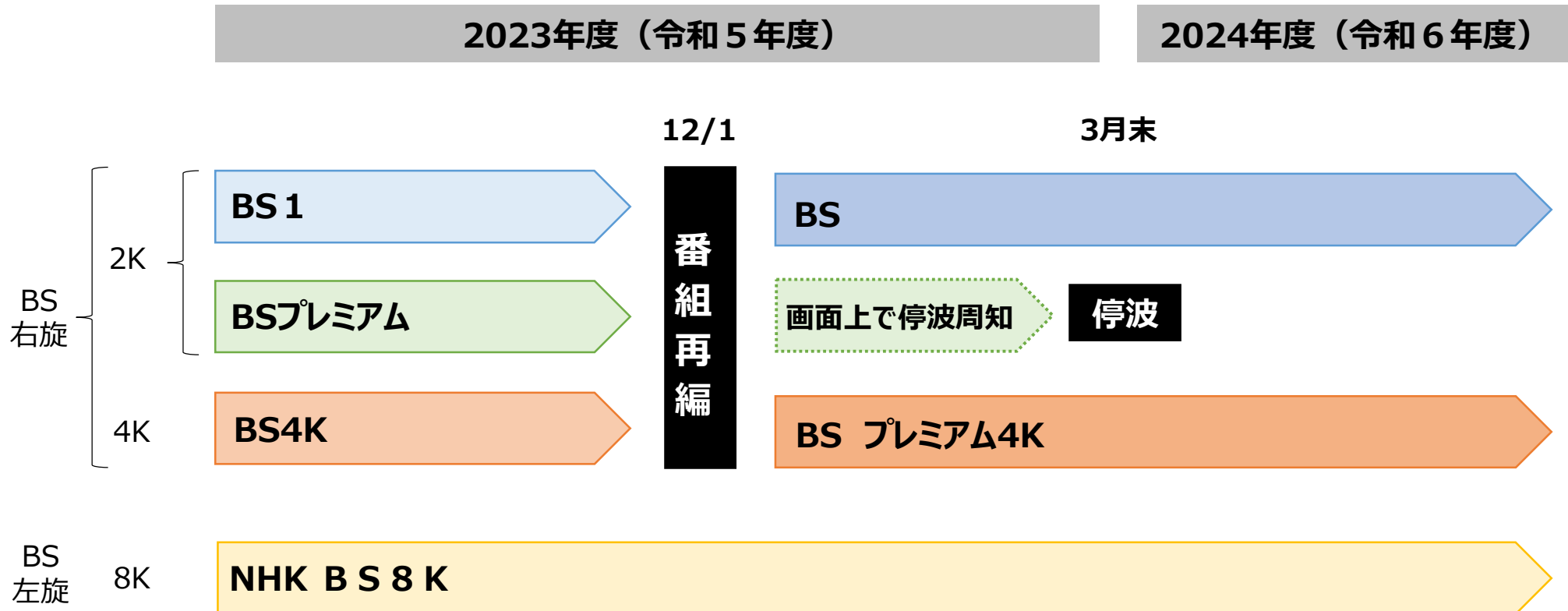
BSプレミアム・BS4K「ワイルドライフ」

BS8K「究極ガイド 2時間でまわる姫路城」



NHK衛星波の1波削減について

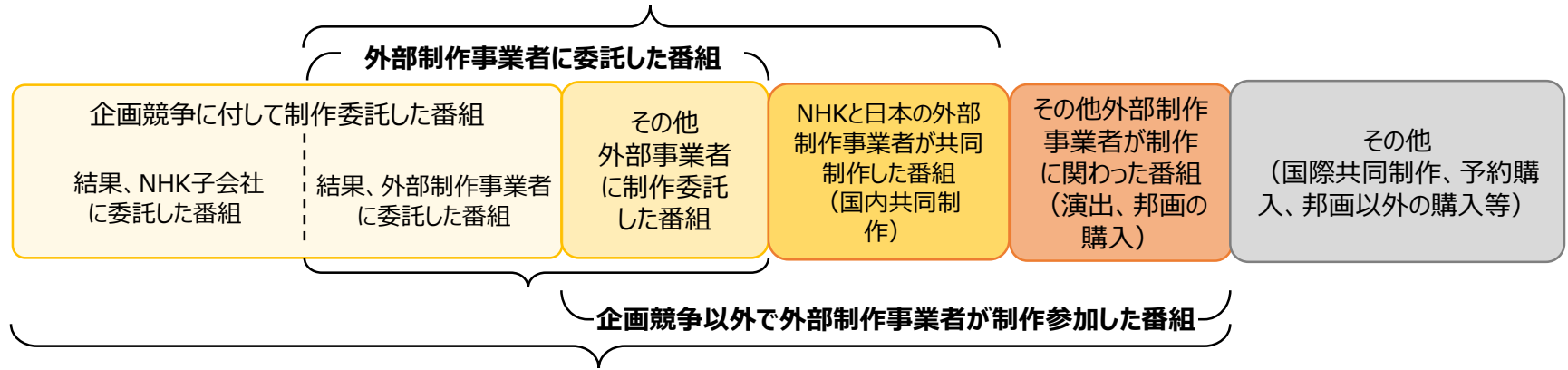
- NHKは、「NHK経営計画（2021-2023年度）」に基づき、2023年度末（令和5年度末）に、BS放送の右旋3波のうち、2Kの「BSプレミアム」を停波する予定。また、「BSプレミアム」の停波に向け、令和5年12月1日に番組再編を行う予定。
- 基幹放送普及計画（告示）に定める外部制作比率の努力目標については、我が国放送全体のプラットフォームとしてのコンテンツ産業発展への貢献というNHKの役割に鑑み、外部制作事業者の企画・制作能力の活用を図るため、外部制作事業者に著作権が帰属する放送番組（外部制作事業者及びNHKの双方に帰属するものを含む。）の放送時間の割合として、「BS」は15%以上、「BSプレミアム4K」は25%以上と設定する予定（現在、意見募集を実施中）。



- 現在、基幹放送普及計画（告示）において、外部制作事業者の企画・制作能力を活用する観点から、BSプレミアムについて、外部制作比率に関する努力目標として2種類を設定。

BSプレミアムに係る外部制作比率に関する努力目標（現行）

目標①：総放送時間の16%以上（外部制作委託+国内共同制作）



目標②：総放送時間の50%以上（企画競争+企画競争以外の外部制作参加）

BSプレミアムに係る外部制作比率の推移（実績値）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標①に係る実績値 （外部制作委託 + 国内共同制作）	19.9%	15.5%	15.7%	16.3%	17.3%	17.5%	20.3%	18.8%	21.8%	20.3%	19.9%	22.1%
目標②に係る実績値 （企画競争+企画競争 以外の外部制作参加）	35.0%	35.6%	36.3%	37.7%	40.0%	41.7%	42.2%	43.7%	44.9%	44.5%	46.8%	47.2%

新BS2波 努力目標の対象取引

- **番組制作会社が著作権を保有** = 企画を発意し、制作責任を持つ(いずれもNHKと共同含む)委託番組が対象
- 番組制作会社による**放送・配信・番組販売など多角的な展開、国内・国際共同制作の促進**に貢献

		定義(番組制作会社との取引内容)	最終的な著作権の帰属	権料収入の配分
①	放送番組制作業務委託 (外部制作)	番組制作会社が企画提案しNHKが採択した番組につき、番組制作会社とNHKまたは関連団体の共同の制作統括の下に制作される番組につき、その制作業務を委託するもの	NHKおよび番組制作会社の共有	あり(NHKの定めた配分比率による)
②	国内共同制作	NHKと番組制作会社が双方で一定の費用を負担し、共同で番組を制作するもの	NHKおよび番組制作会社の共有	双方の権利行使範囲および権料収入配分を個別に規定
③	国際共同制作			
④	予約購入	番組制作会社が企画・制作する番組の放送権を制作・完成に先立って購入するもの	番組制作会社	※NHKは初回放送から一定期間、独占的放送権を有するが、番組制作会社の事業展開のため一時的な解除が可能

※現在の「外部制作比率」では、「予約購入」「国際共同制作」は含まれていない

※現在の「外部制作比率」における「企画競争」のうち、番組制作会社が企画提案するものは①に含まれる

- NHK衛星放送の放送番組については、同時・見逃し配信は実施されていない。
- 「NHKオンデマンド」では、一部の放送番組のオンデマンド配信を実施している。
- 衛星放送に係る理解増進情報としては、ポータルサイト、個別の番組ホームページ、X（旧Twitter）等を提供。

NHKオンデマンド



ポータルサイト



X（旧Twitter）上でのBS1の告知



【公共放送ワーキンググループ】

- 衛星放送のネット同時配信・見逃し配信を認めるかどうかは、NHKの在り方、衛星放送制度の在り方にとって決定的に重要な論点。地上波と衛星で公共放送の役割を実現するんだと考えれば、負担がある程度かかっても衛星放送についても同時配信をさせるべき。他方で、地上波2波の同時配信、あるいは見逃し配信でよい、衛星のネット配信は任意業務でよいと考えるのであれば、翻って衛星放送本体についても任意業務化でいいのではないかといろいろな議論が本来あるべき。したがって、公共放送の役割を2波で実現するのか、3波4波で実現するのかということとも併せて、本質的な議論が必要。（第5回 宍戸構成員）
- 衛星放送のうち、特にBS2Kは幅広い制作会社が参画しており、この番組がネットに乗るかどうかは産業政策的にも重要な側面がある。最低でもBS2Kは必須業務化した方がいいのではないか。（第5回 内山構成員）
- 衛星放送はコンテンツの多様性に資するところが非常に大きく、役割論の視点から必須業務にする意義があるのではないかと考える。他方で視聴率がそれほど高いわけではなく、民業圧迫の懸念も比較的小さいので、必須業務化に賛成。（第5回 曾我部構成員）

【デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（親会）】

- 衛星放送は、地上放送やケーブルテレビとの関係も深いメディアであるという特性を踏まえつつも、今後の情報空間を支える手段の一つとして、整合性のある一体的な政策を検討しなければいけないのではないか。（第18回 大谷構成員）
- 昨今では、テレビスクリーンでいわゆるIP、配信側から入ってくるFASTサービスが、かなりのボリュームを持って見られるようになった。その流れは、衛星放送系のチャンネルに大きく影響を与えている。（第18回 奥構成員）

3. 国際放送関係

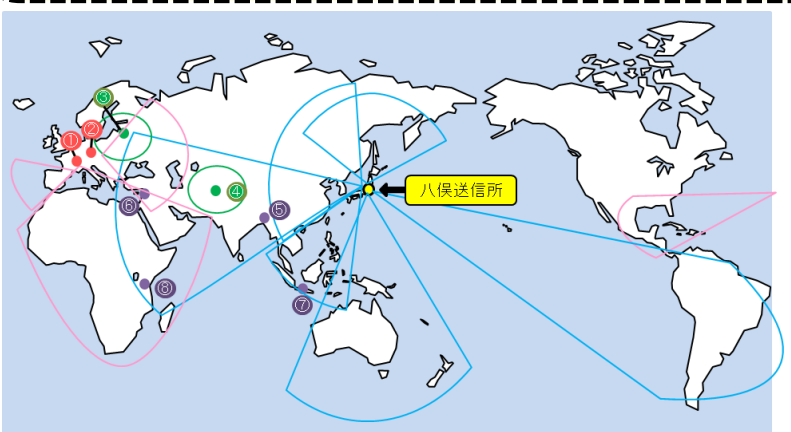
NHK国際放送の概要

- NHKは、**国際放送を必須業務**として実施(放送法第20条第1項第4号及び第5号)。
- **ラジオ国際放送**は、**1935年**6月に放送開始。**テレビ国際放送**は、**1995年**4月に放送開始。

ラジオ国際放送

- 全世界に向けて、17言語(衛星)で放送
 - ※ 八俣送信所(茨城県)から直接送信を行うとともに、海外の8か所の送信施設を利用して中継送信を実施
- 2023年度NHK予算額: 49億円(人件費、減価償却費を含めた額)

要請放送 ・ 総務大臣は、NHKに対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うことを**要請**することができる。例年4月1日要請。
 ・ 放送法の規定に基づき、**要請放送実施に要する費用**は、**国として予算計上**。(2023年度: テレビ: 26.3億円、ラジオ: 9.6億円)



(2023年3月末時点)
 ● 短波: 八俣送信所 ● 短波: 海外中継局 ● 中波: 海外中継局 FM: 海外中継局

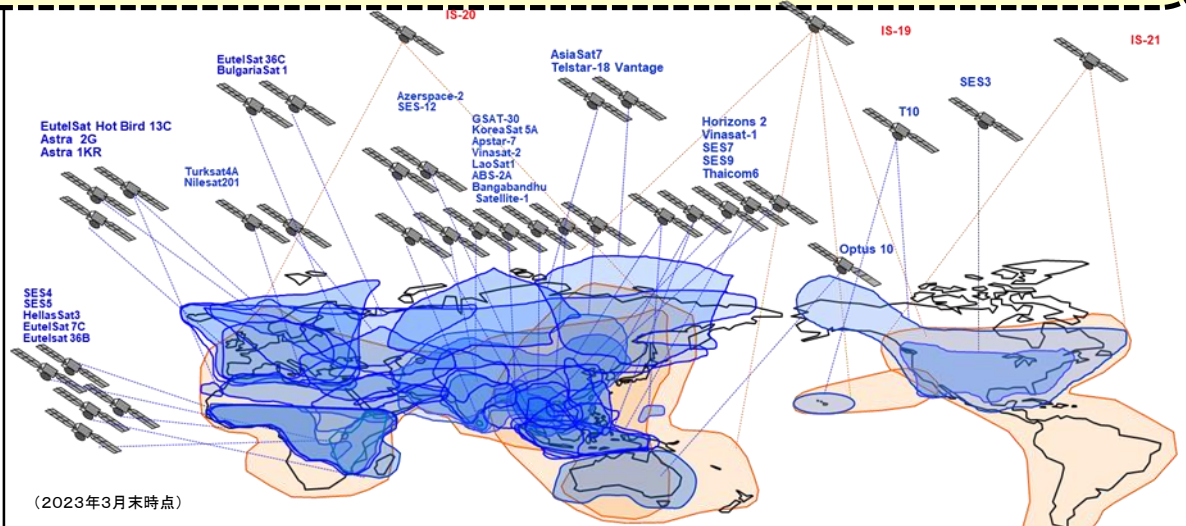
短波	① フランス中継局	FM	③ インドネシア中継局(ジャカルタ他)
	② ドイツ中継局		④ ヨルダン川西岸中継局(ラマラ他)
中波	③ リトアニア中継局		⑤ バングラデシュ中継局(ダッカ他)
	④ タジキスタン中継局		⑥ タンザニア中継局(ダルエスサラーム他)

※ 日本語は「NHKワールド・ラジオ日本」として放送

テレビ国際放送

「NHKワールド JAPAN」(外国人向け)

- 日本やアジア、世界の最新情報など多彩な番組を1日24時間世界に向けて英語で放送 (※衛星やケーブルテレビを通じて約160か国・地域、約4.2億世帯で24時間視聴可能)
- 2023年度NHK予算額: 198億円(人件費、減価償却費を含めた額。NHKワールド・プレミアム分を含む)



(2023年3月末時点)
 ● 直径2.5~6メートルのアンテナで受信可能(主に事業者向け) ● 各地域の実情に即した受信方法で受信可能(主に一般家庭向け)

「NHKワールド・プレミアム」(邦人向け)

- 在留邦人向けの日本語放送
- NHKのニュース・情報番組に加え、娯楽番組、子供向け番組、スポーツ、文化・芸能などさまざまな番組を配信

- NHKの国際放送（放送法上の「国際放送」及び「協会国際衛星放送」）は、放送法第20条第1項に規定する必須業務として実施。
 - 国際放送の実施に必要な費用は、受信料により国民・視聴者が公平に負担※。
- ※ 「国際放送は、確かに、受信料を負担していない外国人を対象にする、そういう性格を持っておりますけれども、全体として見ますと、国際親善の増進ですとか、諸外国の我が国に対する向こうからの理解を促進するという事で、まさに国民全体の利益に通ずるということからは、国民が負担している受信料をその中に充てるということについて、そうした考え方、取り扱いは適当だと思っています。」（平成19年12月4日 衆議院総務委員会 総務大臣答弁）

「国際放送」

【定義】「国際放送」：外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送及び協会国際衛星放送以外のもの（第2条第5号）
 「邦人向け国際放送」：国際放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするもの（第2条第6号）
 「外国人向け国際放送」：国際放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするもの（第2条第7号）

【NHKの業務】

「邦人向け国際放送」
 （第20条第1項第4号）

「NHKワールド・ラジオ日本」
 日本語で日本の情報や海外安全情報を放送
 （短波放送等）

「外国人向け国際放送」
 （第20条第1項第4号）

「NHKワールド JAPAN（ラジオ）」
 世界12の放送区域に向けて15言語で放送
 （短波放送等）

「協会国際衛星放送」

【定義】「協会国際衛星放送」：日本放送協会により外国において受信されることを目的として基幹放送局又は外国の放送局を用いて行われる放送（人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。）（第2条第9号）
 「邦人向け協会国際衛星放送」：協会国際衛星放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするもの（第20条第10号）
 「外国人向け協会国際衛星放送」：協会国際衛星放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするもの（第20条第11号）

【NHKの業務】

「邦人向け協会国際衛星放送」
 （第20条第1項第5号）

「NHKワールド・プレミアム」
 ニュース・情報番組等の放送に加え、子供向け番組、スポーツ、文化・芸能などさまざまな番組を日本語で提供

「外国人向け協会国際衛星放送」
 （第20条第1項第5号）

「NHKワールド JAPAN（テレビ・ラジオ）」
 ・テレビ：日本や世界の最新情報など多彩な番組を1日24時間世界に向けて英語で放送
 ・ラジオ：全世界に向けて17言語で放送

- NHKワールドJAPAN (テレビ) では、1時間のうち前半はニュース、後半は音楽、旅行、ライフスタイルなどを含む文化・情報やドキュメンタリー、科学等の番組を放送。
- 「毎時ニュース＋一般番組」の5～6時間セットを4～5回ループで編成し、各国の好適視聴時間に効率的に対応。この中で、株式会社日本国際放送 (JIB) が独自に編成する放送枠 (jibtv) については、現在、毎週金曜日の30分間の枠で放送。

<番組表 (イメージ)>

8	30	NHK NEWSLINEほか
		CYCLE AROUND JAPAN
9	30	NHK NEWSLINE
		Journeys in Japan
10	30	NHK NEWSLINEほか
		Dining with the Chef
11	30	NHK NEWSLINE
		Document 72 Hours
12	30	NHK NEWSLINE
		Medical Frontiers
13	30	NHK NEWSLINE
		DEEPER LOOK

<主な番組>



・NHK NEWSLINE
日本国内やアジア各国を中心に最新のニュースを発信



・Medical Frontiers
世界をリードする日本の医療・サービスと日常の中で簡単にできる健康法を発信する情報番組。



・CYCLE AROUND JAPAN
自転車ならではのスピードと目線で各地を駆け抜け、新しい日本の姿を紹介する番組。

<プライムニュース番組>



・NEWSROOM TOKYO
日本とアジアの1日の動きを、現場からの中継やレポートを中心に、専門家や取材記者の解説を交え、深く分かりやすく伝える大型ニュース番組。

<討論番組>



・DEEPER LOOK
社会、経済、国際関係、文化等の関心の深いテーマについて、世界各地のキーパーソンに深く鋭く対論で切り込んでいく。



・GLOBAL AGENDA
世界のオピニオンリーダーによる討論を通じて、国際政治・経済から環境問題など、幅広いテーマで日本と世界が直面する課題の解決に向けた提言を行う大型討論番組。

- NHK国際放送に係るインターネット活用業務は、外国人向け及び邦人向けともに実施。

NHKワールド JAPAN関係 (外国人向け)

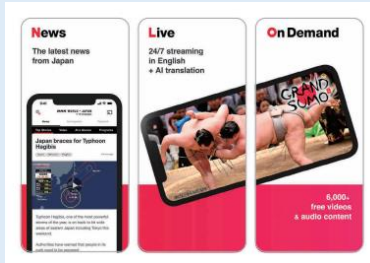
■ NHK WORLD-JAPAN HP

国際放送（テレビ・ラジオ）の同時配信・オンデマンド配信等



■ NHKワールド JAPAN公式アプリ

NHKワールド JAPANで多言語で発信しているニュース・番組を提供



■ 外国のネット動画配信事業者を通じた配信



【出典】maxstreamサイト

NHKワールド・プレミアム関係 (邦人向け)

■ NHK WORLD-JAPAN HP

「海外向け日本語サービス」として、国際放送（テレビ・ラジオ）の同時配信・オンデマンド配信等



■ 外国ネット動画配信事業者を通じた配信

2023年10月現在、Toober及びFreeviewを通じて、欧州諸国向けに配信

○ 国際放送に係る理解増進情報としては、国際放送番組を周知・広報し、又は解説・補足する番組関連情報等を提供。

NHK WORLD-JAPAN HP※

※NHKワールドJAPAN公式アプリでも一部提供

< News >

News Top Japan Features Weather Earthquake



Tsunami advisory issued for Japan's Izu Islands after M6.6 quake

1 hour ago

Japan's Izu Islands are under a tsunami advisory after a magnitude 6.6 earthquake struck nearby in the Pacific Ocean.

Japan's Meteorological Agency says the quake occurred at around 11:00 a.m. on Thursday at a depth of 10 kilometers near Torishima Island in the Izu chain, which is part of Tokyo.

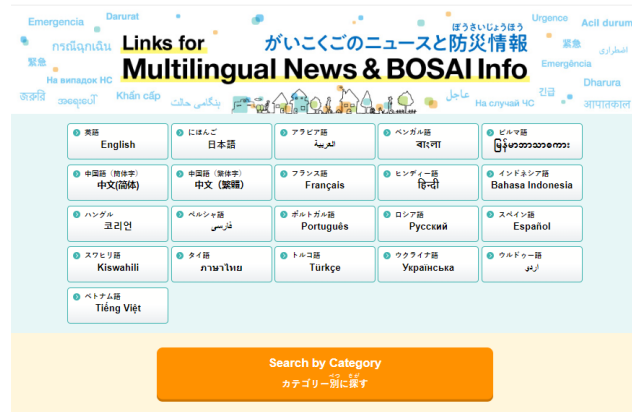
The agency issued the tsunami advisory at 11:06 a.m.

Tsunami waves of up to one meter were expected to hit the islands at 11:30 a.m.

People are advised to stay away from the seashore and river mouths. Some changes in tide levels were also expected along the Pacific coast of Japan's main islands.

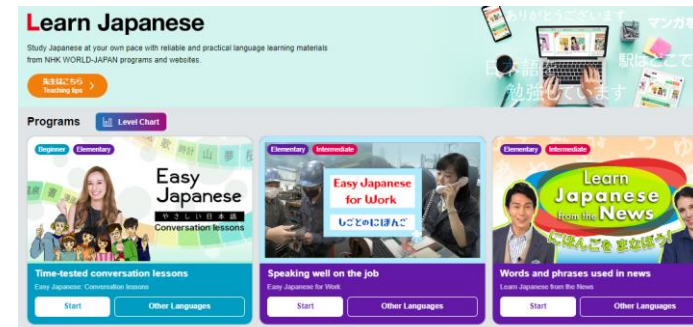
#Japan #Earthquake

< Links for Multilingual News & BOSAI Info >



Coronavirus 新しいコロナウイルス	▼
BOSAI (Disaster Preparedness) 災害にそなえる	▲
> 5 things to do when your car is stuck in the snow: 大雪で車が動かなくなった時の対策	
> 【Video】 Disaster preparedness: 【ビデオ】 災害にそなえる	
> Japan Meteorological Agency: 気象庁	

< やさしい日本語 >



Fast track



The Basic of Basics
Essential Japanese

Shopping and Ordering
Essential Japanese

Characters



Hiragana
Easy Japanese: Conversation lessons

Katakana
Easy Japanese: Conversation lessons

1. NHKワールド JAPAN (テレビ)

- ▶ テレビ国際放送については、世界全域に向け、デジタル方式により、邦人向け及び外国人向け放送を実施。
- ▶ 24時間、**英語**で放送。

2. NHKワールド JAPAN (ラジオ)

- ▶ **短波・中波・超短波放送により世界の12の放送区域に向けて15言語**※1で実施するとともに、**衛星放送により世界全域に向けて17言語**※2で実施。

※1 アラビア語、ベンガル語、ビルマ語、英語、中国語、フランス語、ヒンディー語、インドネシア語、
 ハンデル、ペルシャ語、ロシア語、スワヒリ語、タイ語、ウルドゥー語、ベトナム語

※2 ※1の言語に加え、ポルトガル語、スペイン語

3. NHK WORLD-JAPAN HP (インターネット)

- ▶ 英語による**テレビ国際放送の同時配信に併せて、自動翻訳機能による9言語**※3の字幕を付与し配信を実施（右図参照）。

※3 ウクライナ語(令和4年3月～)、中国語、フランス語、インドネシア語、ハンデル、ポルトガル語、
 スペイン語、タイ語、ベトナム語

- ▶ 英語による**テレビ国際放送の見逃し配信に併せて、19言語**※4の字幕を付与し配信を実施。

※4 アラビア語、ベンガル語、ビルマ語、中国語、英語、フランス語、ヒンディー語、インドネシア語、ハンデル、
 ペルシャ語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、スワヒリ語、タイ語、トルコ語、ウクライナ語、ウルドゥー語、
 ベトナム語

- ▶ 英語によるテレビ国際放送の**日本語講座番組「やさしい日本語」を14言語**※5で多言語化し配信を実施。

※5 アラビア語、ベンガル語、ビルマ語、中国語、フランス語、インドネシア語、ポルトガル語、ロシア語、
 スペイン語、スワヒリ語、タイ語、トルコ語、ベトナム語、ウクライナ語

- ▶ **「News」を19言語**で提供。

英語によるテレビ国際放送の同時配信における自動翻訳機能による多言語字幕サービス

英語テレビをAIがリアルタイムで多言語に翻訳



【出典】NHK WORLD-JAPAN ウェブサイト

(令和5年3月現在)

設立年月日

平成20年4月4日

資本金

3億9千万円

NHK 2.0億円 (持株比率51.28%)

NHK以外 1.9億円 (持株比率48.72%)

事業内容

- テレビ国際放送向け番組の企画・制作
- 衛星放送を使用したテレビ国際放送
- インターネットを活用した海外向けテレビ国際放送の送信
- 配信ルートの整備 (NHK WORLD/jibtv、NHK WORLD PREMIUM)
- その他 テレビ国際放送に付随する業務

体制

代表取締役社長 高尾 潤

従業員数 93名 (令和5年3月現在)

NHK以外の出資者		持株比率
民間放送	日本テレビ放送網	2.56%
	TBSホールディングス	2.56%
	フジ・メディア・ホールディングス	2.56%
	テレビ朝日ホールディングス	2.56%
制作会社	共同テレビジョン	2.56%
IT企業	日本マイクロソフト	2.56%
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ	2.56%
商社	伊藤忠商事	5.12%
	丸紅	5.12%
	住友商事	2.56%
金融	大和証券グループ本社	2.56%
	みずほ銀行	2.56%
NHKグループ	NHKエンタープライズ	5.12%
	NHKグローバルメディアサービス	7.69%

(計1億9千万円)

決算状況

(単位：百万円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
売上高	763	2,509	3,937	4,574	4,985	5,650	6,582	7,957	7,871	8,142	8,113	8,167	7,323	7,699	7,723
当期純利益	△ 125	△ 16	79	138	231	149	286	386	318	272	275	163	117	106	△ 48
繰越利益 剰余金	△ 125	△ 141	△ 62	76	307	457	743	1,130	1,449	1,722	1,931	1,957	2,074	2,181	2,057

NHKからの業務委託の状況

(単位：百万円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
売上高	763	2,509	3,937	4,574	4,985	5,650	6,582	7,957	7,871	8,142	8,113	8,167	7,323	7,699	7,723
NHK取引	741	2,411	3,031	3,491	3,693	4,452	5,102	6,104	6,258	6,323	6,496	6,556	5,783	6,047	6,141
その他取引	22	98	906	1,083	1,292	1,197	1,480	1,852	1,612	1,818	1,616	1,611	1,540	1,651	1,581

従業員数

(単位：人)

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
34	33	39	46	58	63	60	
H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
65	69	81	85	88	90	91	93

2022年度 jibtv 枠の独自番組での協賛者等の例

【官公庁・自治体】

- ・ 静岡市
- ・ 内閣官房
- ・ 内閣府
- ・ 鳴門市
- ・ 新潟県
- ・ 福井県

【その他】

- ・ アイヌ民族文化財団
- ・ 旭硝子財団
- ・ 日本芸術文化振興会
- ・ 日本貿易振興機構
- ・ 日本政府観光局

ほか

- 放送法の規定に基づき、NHKに国際放送を行うことを要請することにより、我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことによって、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供するために実施している。

1. 制度の概要

- ・ 放送法第65条の規定に基づき、総務大臣は、NHKに対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うことを要請することができる。
- ・ 放送法第67条の規定に基づき、要請放送実施に要する費用は、国として予算計上。
令和5年度予算は、テレビ：約26.3億円、ラジオ：約9.6億円。合計約35.9億円。

2. 要請内容

- ・ 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項、その他国の重要事項について、外国人向けのテレビ国際放送（英語等）、邦人向け及び外国人向けラジオ国際放送（日本語・中国語・朝鮮語）の実施を要請。

国際戦略調査

- ・ NHKは、年2回、「国際戦略調査」を実施し、世界各地の人々に、四半期ごとのリーチとともに、「NHKの国際放送を通して、日本への理解を促進できているか」について調査を実施。
- ・ 令和4年度に実施した調査では、NHKの国際放送に接触した「リーチ者」は、接触していない「非リーチ者」よりも日本に対する理解度が統計的に高く、高水準を維持していることから、国際放送が理解促進に貢献していることが確認された。

	(%)				
	2020	2021		2022	
	4Q	2Q	4Q	2Q	4Q
四半期リーチ率 (※1)	17.3	16.6	15.9	17.0	15.5
放送リーチ者	10.5	10.2	9.2	9.8	9.0
配信リーチ者	14.1	14.0	13.7	14.9	13.4
日本の理解度 (※2)					
四半期リーチ者	84.7	86.5	85.9	86.4	85.4
放送リーチ者	84.3	88.0	87.0	87.2	86.6
配信リーチ者	87.4	87.7	87.9	88.1	87.2
非四半期リーチ者	48.0	48.8	48.9	49.0	47.9

四半期の間に国際放送を見た人と、見ない人とは、日本への理解度に有意差が生じている。

○は前期、前年同期と比較してともに有意に増加した項目、○は前期、前年同期と比較してともに有意に減少した項目(今期はなし)

※1:四半期リーチ者はNHKのテレビ、ウェブサイト・アプリ、ラジオのほか、外部プラットフォーム(動画等投稿サイト、SNS等)での視聴者を指す

※2:「日本の理解度」は「日本全般」「国民性」「政治面」「経済面」「文化面」の5指標の平均値
出所)2023年1月10日～2023年2月7日実施のインターネット調査結果。調査範囲(7か国9都市):ワシントンDC:1,023 ニューヨーク市:1,037
ロサンゼルス:1,028 タイ:1,865 インドネシア:1,876 シンガポール:1,852 ベトナム:538 イギリス:1,846 フランス:1,838

日本放送協会令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見（抜粋）

2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化等

- ロシアによるウクライナ侵攻などの国際情勢を踏まえ、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっている。我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進、在外邦人の安全確保、国際社会における我が国のプレゼンス向上等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化や放送番組の海外事業者への適正な提供を図ること。
- 「NHKワールドJAPAN」については、積極的に国内外の視聴拡大を図ることが重要であり、外国で視聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保等を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたニュース番組の充実、訪日外国人向けの日本語教育番組や我が国及び地域の実情・魅力を伝える番組の充実を図ること。
- 海外への情報発信に当たっては、世界各地のニーズや視聴実態等を検証した上で定めた具体的指標を踏まえ、海外事業者との連携やインターネット配信の活用等により、総合的な発信の強化に努めること。
- 国際放送の安定的な実施を確保するため、設備の維持管理や運用体制の構築に万全を期すこと。

【出典】令和5年2月8日 総務省報道発表資料「日本放送協会令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見」

日本放送協会令和3年度業務報告書に付する総務大臣の意見（抜粋）

2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化

ロシアによるウクライナ侵攻などの国際情勢を踏まえ、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を国内外に正しく伝えることがこれまで以上に重要になってくる。

そのため、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進等に資するよう国際放送の一層の充実・強化を図ることが必要である。特に、「NHKワールド JAPAN」については、積極的に国内外の視聴拡大を図ることが重要であり、外国で視聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保等を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたニュース番組の充実、訪日外国人向けの日本語教育番組や我が国及び地域の実情・魅力を伝える番組の充実、世界各地のニーズや視聴実態を踏まえた、海外事業者との連携やインターネット配信の活用等、具体的指標を含む方針に沿って取り組むことが求められる。また、国際放送の安定的な実施を確保するため、設備の維持管理や運用体制の構築に万全を期すことも求められる。

さらに、地方創生、経済成長及び国際社会における我が国のプレゼンス向上に資するため、放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、総合的な海外情報発信の強化に努めること等が期待される。

【出典】令和4年12月2日 総務省報道発表資料「日本放送協会令和3年度業務報告書等の国会への報告等」

NHK国際放送における民放・CATVとの連携

NHK

- ①毎年、特集番組として、民放・CATVが制作した番組のうち、コンクールで受賞したものなどの提供を受け、英語化して放送している
- ②この取り組みは、放送法第26条に基づく民放との連携の一環として、2009年度より実施している
- ③また近年は、「地域特集」の編成時等に、当該地域のCATV事業者が制作したミニ番組なども英語化して放送
- ④番組の英語版は、制作した事業者に還元しており、国際コンクールへの応募時などに利用されている

【2022年度 放送実績】

	番組名	尺	制作した事業者	コンクール受賞歴・備考	初回放送
1	「からくり人形師」	50分	大垣ケーブルテレビ	2021年「地方の時代」映像祭ケーブルテレビ部門 優秀賞	7/2
2	「丸裸温泉街」	50分	キャッチネットワーク	2021年「地方の時代」映像祭ケーブルテレビ部門 選奨	8/27
3	「にっこり笑って～山あいの写真館 10年の物語～」	50分	高知放送	2022年「地方の時代」映像祭放送局部門 選奨	1/14
4	「命の光を燃やし続ける～よだか診療所～」	30分	中海テレビ放送	2022年「地方の時代」映像祭ケーブルテレビ部門 優秀賞	2/18
5	「大輝、15の春」	50分	長崎放送	第59回ギャラクシー賞テレビ部門 選奨	3/4
6	「島の未来を守るために 海のサムライの挑戦」	30分	ぴ～ぶる	第48回日本ケーブルテレビ大賞番組アワード NHKワールドJAPAN賞	12/4
7	「若竹の杜 若山農場」	3分	宇都宮ケーブルテレビ	地域特集「栃木月間」向けミニ番組	10/3
8	「うつのみや花火大会」	3分			10/21
9	「鹿沼秋まつり」	3分	鹿沼ケーブルテレビ		10/4
10	「つがの里 ハス池」	3分	ケーブルテレビ株式会社		10/5
11	「太山寺 しだれ桜」	3分			10/6
12	「しもつかれ作り」	3分			10/7
13	「寒ざらしそばと滝行」	3分			10/18
14	「フレスコ画公開制作」	3分	佐野ケーブルテレビ		10/17
15	「光のイベント2022」	3分	那珂川町ケーブルテレビ		10/19
16	「流しびな」	3分	テレビ小山放送		10/20
17	「一針一針心を込めて」	3分	石見ケーブルビジョン	地域特集「島根月間」向けミニ番組	2/6
18	「ふるさと遺産 諸手船神事」	3分	山陰ケーブルビジョン		2/7
19	「松江ふるさと遺産 月照寺」	3分			2/8
20	「松江ふるさと遺産 爾佐神社・流鏝馬神事」	3分			2/9

【公共放送ワーキンググループ】

- 国際放送は民間と競合しないので積極的に検討すべき。国際放送のネット配信の必須業務化に賛成。（第1回・第5回 落合構成員）
- 海外から日本の情報を得ようと思ったときに、正確な今の日本の姿をオフィシャルに発信されている場所は、政府広報もそんなに見られなかったりするので、そのようなものも公共の価値の中にあるのではないか。（第2回 瀧構成員）
- NHKがネットに進出したときに海外でどのような形で視聴できるのかについて、著作権問題を置いておけば、基本的には日本国内と同じように見られるのが望ましい。（第2回 曾我部構成員）
- 国際放送、海外にいらっしゃる日本の皆さんもNHKにアクセスできる手段を確保できるというようなことの範囲で、まず始めていただくというのを強く望んでいます。（第3回 長田構成員）
- NHKは国内事業者と競合しない国際放送を積極的に実施いただき、特に国際に関して日本を代表するプレーヤーとして頑張っていただきたいという期待もある。（第4回 内山構成員）
- NHKでは、放送においては国際的に共同番組制作が行われているが、今後、ネットにおいても同分野での展開が必要であり、NHKへの期待が高い。（第5回 内山構成員）
- 将来的な財源の確保を考えた際に、例えば英国型の国際放送に向けての広告収入を得るといのは、いずれ選択肢の一つとして再検討する余地が出てくるのではないかと思っている。（第7回 大谷構成員）
- 海外向け放送で、日本の様々な産業分野について広く知ってもらう機会を作るという効果が考えられる。（第7回 大谷構成員）
- NHKは国際ネットワーク、例えば取材や制作、流通販売などはやはり圧倒的に強い存在なので、これをある意味で公共放送・民間放送で共有できるといいなという思いもある。（第8回 内山構成員）
- ネットを使った国際展開、例えばNHK本体の国際放送のほか、NHKプラス、NODの海外展開、あるいは、JIBやJAMCOやNEP等の活用等に関して、何か展望はないか？一つは対ユーザーサービス、例えば在外邦人や外国人、それからもう一つはBtoBの部分、日本のコンテンツホルダーやIPホルダーとの協力、こういう面において展望はないか？（第8回 内山構成員）
- 国際放送のインターネット活用業務については、国内放送と同様に、放送の補完という位置づけだが、放送と通信の融合が進んでいる海外と比べると、社会の実情に合わなくなってきたのではないかと思っている。特に海外発信において、インターネットの活用をさらに拡充すべきではないかと認識している。（第3回 NHK）
- 財源は基本的に受信料、いわゆる特殊な負担金と考えております。広告収入の道はあるかということについては、これは、民間放送は広告収入で運営されている。相手があることなので国際放送においても、広告収入の道があり得るどうかも含めて、民放側の考えも伺い検討していく課題だと考えている。（第8回 NHK）
- これまで放送でやってきたことが、各国では既にOTT、SNS経由の情報伝達主流になっている。これを考えると、放送と同様の効用で異なる態様のものとして、国際のインターネット発信にしっかり対応していきたい。さらには、外部プロダクションが作ったコンテンツについても、海外配信を強化していきたい。（第8回 NHK）

【放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース】

- 本タスクフォースは、産業としてNHKと民放の「協調」の側面を取り上げる場であり、国内勢で日本のメディアシーンを盛り上げていきたいという趣旨。今後のインターネット空間・情報空間での他産業や海外との競争を意識したものであり、その趣旨を理解の上、前向きな議論をお願いしたい。（第1回 内山主査）
- NHKが国際的にもテレビからネットにシフトしていく中で、外国人に見ていただくという観点でインターネット配信を強化していく必要性が高まっている。（第3回：落合構成員）
- NHKの国際放送については国からの要請に基づく交付金が入っており、最終的には受信料と一体で使用されているため、交付金はどういう形で使われているのか分からない部分がある。NHK自体のガバナンス・透明性の向上のほか、様々なプラットフォームとしてのNHKの活用を考えていくに当たっては、どの財源がどのように使われているかについて、NHKの説明責任を問うていくことが大事。（第3回：落合構成員）
- NHKの国際放送は日本のフラッグシップとして役割を果たしている。国内で徴収した受信料で支弁することについてより理解を得ていくためにも、オールジャパンで国際に出て行くことは重要であり、そうすれば民放のコンテンツものせることの意味も出てくる。費用を支弁するひとつの方法として、海外向けについては広告収入を検討してもよいのではないか。（第3回：三友構成員）
- 編成によってあらかじめ調達方法が絞られてしまっているという側面があり、番組制作事業者の選定プロセスにおいて透明性や競争性を高める必要がある。（第3回：クロサカ構成員）
- NHKの国際放送については、これまでネット配信の強化、広告収入の可能性、番組制作の競争性の確保、国からの要請放送交付金を含めた財源の透明性等、様々な議論が展開されてきたが、いずれも重要な意見であったと感じている。本タスクフォースでは、国際放送の視聴環境の拡大や、放送コンテンツの拡充の観点での課題解決に向けて一定の方向性をつけているところであるが、更なる課題についても引き続き検討し具体化することが重要。（第4回：クロサカ構成員）
- 国際発信について、広告収入の可能性について検討いただきたい。その際、二元体制の維持を考えた時に、コンテンツを制作する際にNHKの行動原理が民放と同じになると二元体制の維持ができなくなる。NHKの行動原理を変えないような形で、広告料を原資とした民放への協力活動、民放への分配などを慎重に設計することは重要。（第4回：落合構成員）
- 今後海外で生活している現地の方々にもどのようにリーチしていくのかということについて、NHKの様々な知見、必要なライセンスや二次利用などについて、放送事業者や制作会社等に提供いただけないか検討していただきたい。（第5回：クロサカ構成員）
- IIB（株式会社日本国際放送）の海外展開のためにどのような部分で協業できるか、日本のコンテンツが海外に出て行くために取り組めることがあるか、模索したい。本タスクフォースの議論の中でNHKが持つノウハウを認識したところ。膨大なコンテンツに字幕を付けたり、ローカライズする上で効率がよい体制ができていないかと思う。民放局の立場としては聞きづらいこともあるかもしれないため、BEAJの立場として、今後ヒアリングを進めて参考にできる部分、共有できる部分の有無など聞いていきたい。（第5回：一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ））
- 本日の発表を聞いて、BEAJと協力していく余地があると感じた。連絡を密に取りたい。（第5回：株式会社日本国際放送（JIB））

情報通信審議会「映像国際放送の在り方に関する検討委員会」

平成18年9月～平成19年3月

- ・「外国人向けの映像による国際放送」の早期具体化を図るため、以下の事項について検討を実施。
① 実施主体の在り方 ② 財源及び制度(国の役割及び負担の在り方を含む) ③ 対象地域 ④ 放送番組の内容 等
- ・その後、平成19年12月に改正放送法が成立し、平成20年4月の施行と同時に「(株)日本国際放送(JIB)」が設立された。

放送コンテンツ流通の促進方策に関する検討会

平成24年11月～平成25年6月

- ・NHKワールドや、各国の衛星メディアなど選択肢は多くあるが、状況に合わせて選択する必要があると思う。番組面では、NHK、民放を含めたドラマ、バラエティ、アニメなど面白いものを揃える必要がある。日本文化、歴史など、どのように日本に親近感を持って貰うために、どのような編成を組んでいくのか。それにより、外国人観光客を大量に呼び込む狙いをどうするのか。日本には素晴らしいヒット商品が多くあるが、それらを海外にどのように発信していくのか。【早河構成員(第1回)】
- ・海外展開にこれまで取り組んできたが、個別ではソフトの量がそろわないとか、海外の楽曲が使われていて使用出来ないなどの問題に直面することが多かった。【NHK(第2回)】
- ・海外ドラマは本数が揃っており、放送局の SLOT を埋めるという意味で非常に使い勝手がいい。日本でもコンテンツを民放、NHK合わせて集めるなどの取組が必要と考えており、是非ご支援をいただければ。【NHK(第3回)】
- ・世界文化遺産になる富士山の四季折々をアジアに集中的にアピールする手があるのではないか。ドラマや音楽に比べると権利処理が容易で、NHK、民放の静岡、山梨の局には膨大な映像が蓄積されていると思う。観光という波及効果、こうした面で日本列島の美しい自然や文化の海外展開のために地方局の参加も大変重要と考えている。【早河構成員(第3回)】

NHK海外情報発信強化に関する検討会

平成26年8月～平成28年5月

- ・インフラ、コンテンツが揃っているのに成果が十分ではない。その原因をいろんな角度で探るべき。日本のプレゼンスが下がってきているが、その原因の一つは、発信力不足があると思う。【岡構成員(第1回)】
- ・NHKのテレビ国際放送は全世界をカバーする我が国唯一の放送として一層充実強化が必要。【長谷川総務大臣政務官(第2回)】
- ・民間でコンテンツの世界発信をするネットワークにNHKの国際放送が連携できれば効率がよい。また、NHKのネットワークの有効活用についても方向性の検討とすることで、より戦略が明確になるのではないかと。【平澤構成員(第6回)】
- ・コンテンツを世界に発信する方法として、放送電波だけではなく、積極的にネットと融合させていくということをしなければならない。【坂村構成員(第7回)】
- ・専門家・民間のメディアも日本についての正しい事実を継続的・広範に発信をする必要があるが、NHKもその一翼を担う必要がある。【櫻井構成員(第7回)】

参考資料

- NHKプラス、NHKオンデマンドなどのインターネット活用業務は、NHKの「任意業務」として実施。
- 実施に当たっては、NHKが定める実施基準を総務大臣が認可する仕組みとしており、「必須業務」である放送を補完するものとして、「目的達成に資すること」「過大な費用を要するものでないこと」「受信料制度の趣旨に照らして不適切でないこと」などを要件としている。

NHKの業務

必須業務

(放送法第20条第1項)

- 国内放送
- 国際放送
- 放送に関する研究開発等

任意業務

(放送法第20条第2項)

■ インターネット活用業務

NHKプラス

国内地上波番組の

- 放送同時配信
- 見逃し配信

(第2号)

NHKオンデマンド

国内地上波・衛星波番組の

- オンデマンド配信

(第2号)

NHKワールドJAPAN ネットサービス

外国人向け国際放送番組の

- 放送同時配信
- オンデマンド配信

(第2号)

NHKワールドプレミアム ネットサービス

邦人向け国際放送番組の一部の放送同時配信・オンデマンド配信

- (第2号)
- 日本語テレビ番組(邦人向け国際放送番組含む)を外国動画配信事業者への提供を予定
- (第3号)

- 放送番組等の外国放送事業者への提供
- 附帯業務(番組の周知広報、テキスト出版、受信相談等)

目的外業務

(放送法第20条第3項)

- 施設・設備の提供・賃貸
- 番組制作の受託等

インターネット活用業務実施基準 (総務大臣認可)

- インターネット活用業務の種類・内容・実施方法
- インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項
- 料金その他の提供条件に関する事項 等

認可要件

- NHKの目的達成に資すること
- 過大な費用を要するものでないこと
- 受信料制度の趣旨に照らして不適切ではないこと 等

- NHKは、2008年（平成20年）12月から、見逃し・オンデマンド配信サービス「**NHKオンデマンド**」を開始。
- 2020年（令和2年）4月からは、常時同時配信・1週間の見逃し配信サービス「**NHKプラス**」を開始。

インターネット活用業務（2号受信料財源業務）

2022年度予算 190.1億円（国内：159.3億円、国際：30.8億円）
 2023年度予算 197.5億円（国内：167.0億円、国際：30.4億円）

NHKプラス

- ・**地上波（総合・教育）**の放送番組の同時配信及び見逃し番組配信（原則1週間）サービス。
 ※同時配信については、原則すべて。
 （総合テレビは24時間、Eテレは19時間）
- ・**無料**だが、受信契約を確認できない者には、同時配信の画面上に受信契約確認メッセージを表示し、見逃し番組配信はメッセージを表示したうえで冒頭1分のみ視聴可（2023年10月から未ログイン者の1分間トライアル視聴開始）。
- ・**登録完了者数は約401万件**（2023年6月末時点）
- ・**訪問UB数※は週平均約150万**。
 ※一定期間内にサイト内で動画を視聴したを訪問した重複のないユーザー数。



（NHKプラスリーフレットより作成）

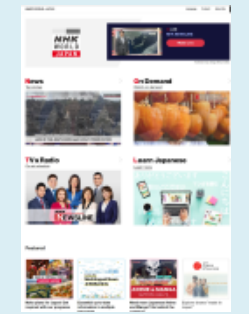
NHKニュース・防災アプリ

- ・災害情報等のニュースを同時配信（2016年から）
- ・理解増進情報の配信



NHKワールドJAPAN

- ・外国人向け国際放送（テレビ・ラジオ）の同時配信、オンデマンド配信



らじる★らじる

- ・ラジオ放送（第1、第2、FM）の同時配信、聴き逃し配信（2011年9月から）

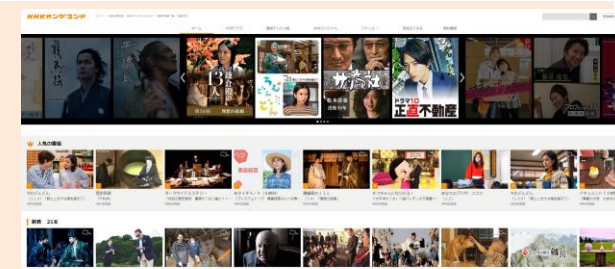


インターネット活用業務（2号有料業務）

2022年度予算 27.5億円（3号有料業務含む）
 2023年度予算 31.8億円（3号有料業務含む）

NHKオンデマンド

- ・**衛星放送の一部番組も含む放送番組**を、2～3週間程度又は期間を定めずに提供するオンデマンド配信サービス。
- ・**有料**（月額990円か1本あたり110円～330円）
- ・**会員登録者数は約330万人**（2023年6月末時点）
- ・**12,000本以上**の番組を提供。



各国の公共放送の保有メディア

国		英国	独国		仏国	日本
放送主体		BBC	ARD	ZDF	FTV	NHK
国内放送	地上波	8ch (特定地方2ch)	4ch (州域計9ch)	3ch	14ch (海外県9ch)	2ch
			共同制作 3ch (他国との共同制作2ch)			
	衛星波	地上波を サイマル放送	地上波を サイマル放送	地上波を サイマル放送	地上波を サイマル放送	4ch
ラジオ		9ch (地方放送 計47ch)	(53ch※1)	※2	※2	3ch
インターネット	同時配信	iPlayer	ARD Mediathek	ZDF Mediathek	france.tv、 Franceinfo	NHKプラス
	見逃し・オンデマンド	iPlayer	ARD Mediathek	ZDF Mediathek	france.tv、 Franceinfo	NHKプラス、 NHKオンデマンド
	限定チャンネル	1ch (ラジオ)	1ch (動画)		1ch (動画)	×
国際放送	テレビ	16言語	※2		※2	2言語※3
	ラジオ	28言語				18言語

括弧書きは、他のチャンネル ※1 各州公共放送協会が提供しているチャンネルの総数 ※2 他の公共放送機関が提供
 ※3 インターネットで、英語放送の同時配信に多言語生字幕（9言語10種類）を付加するサービスや、多言語によるオンデマンド配信等を実施

各国の公共放送のインターネット配信の状況

国		英国	独国		仏国	日本
放送主体		BBC	ARD	ZDF	FTV	NHK
法的根拠と位置づけ		特許状で必須業務と位置づけ (2007年～)	州間協定でテレビやラジオと並列の必須業務と位置づけ (2000年～)		放送法第43-11条で必須業務 (2009年～)	任意業務
インターネット配信の財源		受信許可料 (制限なし)	放送負担金 (制限なし)		受信料から付加価値税へ	受信料 (最大200億円) ※ 2号受信料財源業務
インターネット配信利用者 (2022年度平均)		iPlayer週間ログインユーザー1,340万人 (人口の20%)	ARDまたはZDFのコンテンツの週間利用率は人口の22%		France.tvの月間ユニークビューワー2,340万 (人口の35%)	NHKプラスの週平均ユニークブラウザ数128.2万
インターネット配信の位置づけ (BtoC業務)	同時配信	実施が必要な業務 (利用者がコンテンツにアクセスできるようにするために合理的に実行可能なストリーミング、オンデマンド含む全ての手段を取る必要がある)	実施が必要な業務 ----- ARDとZDFは以下のようなデジタルサービスを提供する		実施が必要な業務	任意業務の一部
	見逃し		ARDとZDFは以下のようなデジタルサービスを提供する			
	オンデマンド		<ul style="list-style-type: none"> 見逃し配信 (30日後まで、一部7日後) オンデマンド配信 歴史文化に関するアーカイブコンテンツ 			
	専用コンテンツ		実施が必要な業務			
プラットフォームへの提供等 (BtoB業務)		明確な規定なし	実施可能な業務		明確な規定なし	任意業務の一部
インターネット配信に対するコンテンツ規律		Ofcom Broadcasting Standards Code に準拠	州間協定でサービス内容規定 (提供可能/不可なコンテンツに指定)		独自の規定あり (青少年保護など)	
		リニア配信は放送と同等の規律がかかる				

諸外国の公共放送における受信料等の制度

		英国	独国	仏国	日本
名称		受信許可料	放送負担金	付加価値税	受信料
放送主体		BBC	ARD、ZDF	FTV	NHK
徴収主体		BBC (民間に委託)	ARD、ZDF (別法人が共同で 一元的に徴収)	-	NHK
料額 (年額) ※1、※2		25,109円	30,082円	18,842円 (旧制度)	地上 13,200円 衛星 23,400円※3
受信料収入 ※1、※4		5,906億円	合計：11,698億円	-	6,725億円※5
徴収費用 (徴収費用/徴収額全体) ※1、6		216億円 (3.7%)	243億円 (2.0%)	-	546億円 (8.1%) ※5
徴収率※7		89.6%	約93%	-	79.0% ※5
支払者		受信機を設置又は 使用する者	全ての住居占有者及び 事業主	-	受信機の設置者
TVなどの受信設備以外で受信料 の徴収対象となる受信機		テレビコンテンツもしくはBBCの VODを受信する目的の全ての 装置	(受信機の有無問わず)	-	-
支払単位	個人	受信機を持つ住居ごと	全ての住居	-	受信機を設置する世帯 (家計をともにする住居ごと)
	法人等	事業所 (受信機台数等に応じた体系)	事業所 (従業員数等に応じた体系)	-	受信機の設置場所ごと (部屋や自動車台数等に応じた体系)
強制徴収 (行政手続)		×	○	-	×
罰則等 (刑事罰)		○	○	-	×

※1 邦貨換算は、2022年の年間平均レートを使用 (三菱UFJリサーチ&コンサルティング好評レート参照)
(1ポンド=152.92円、1ユーロ=136.54円)

※2 料額(2022年度)について、現地通貨では下記のとおり
英国…159ポンド、仏国 (海外県等を除く。) …138ユーロ (旧制度)、独国…220.32ユーロ、

※3 NHKの年間受信料額は月額 (地上=1,100円、衛星=1,950円) に基づき算定

※4 受信料収入 (2022年度決算) について、現地通貨では下記のとおり
英国…3,740百万ポンド

独国…8,564百万ユーロ (全体。内数：ARD、ZDF…7,960百万ユーロ)

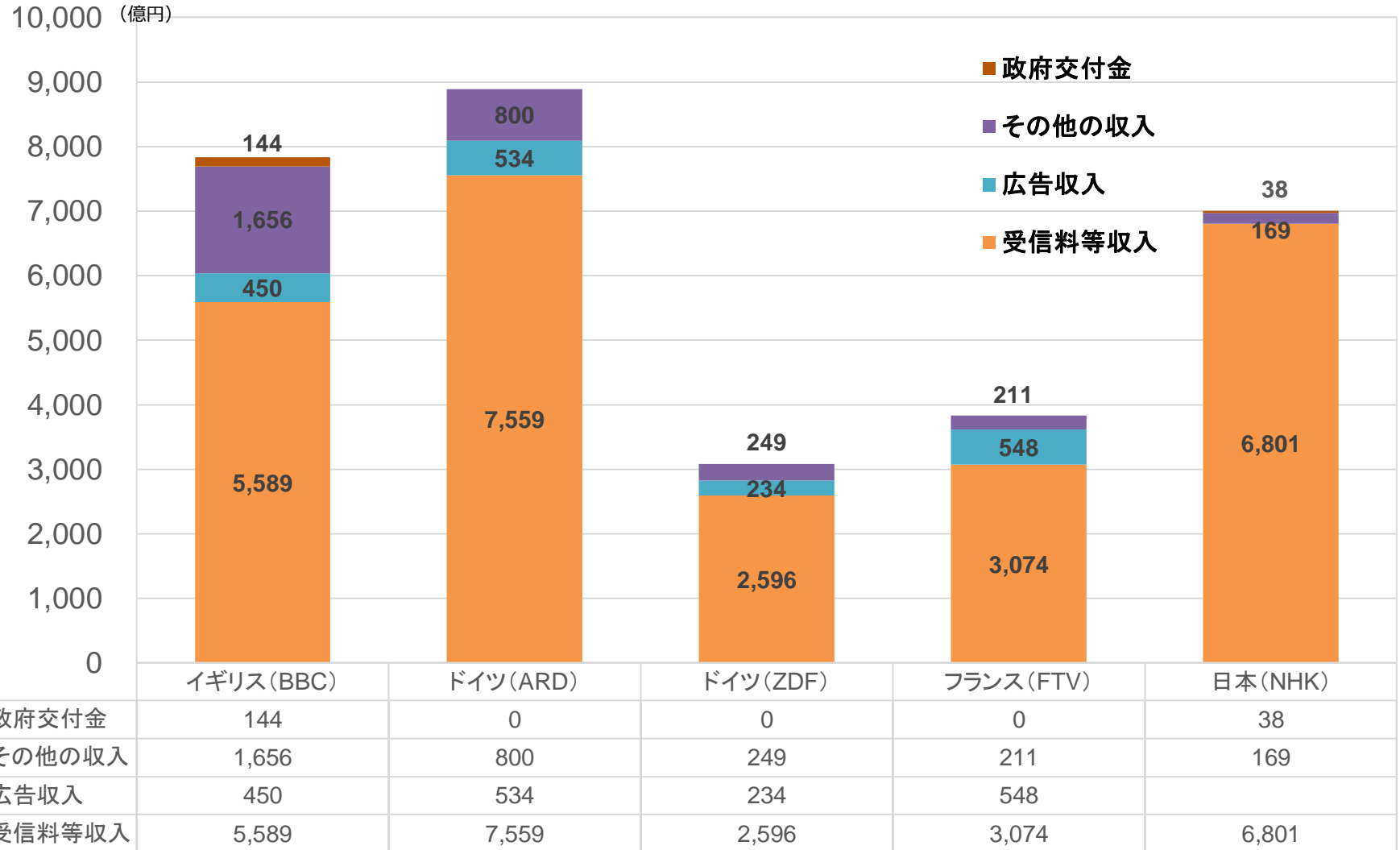
※5 NHKの値は2022年度決算。令和5年10月の受信料値下げの影響は含まれていない。

※6 徴収費用(2022年度)について、現地通貨では下記のとおり

英国…137百万ポンド、独国…178.1百万ユーロ (ARD・ZDF相当)

※7 徴収率について、英国、独国、日本は2022年度。

各国の公共放送の事業収入（2021年度）



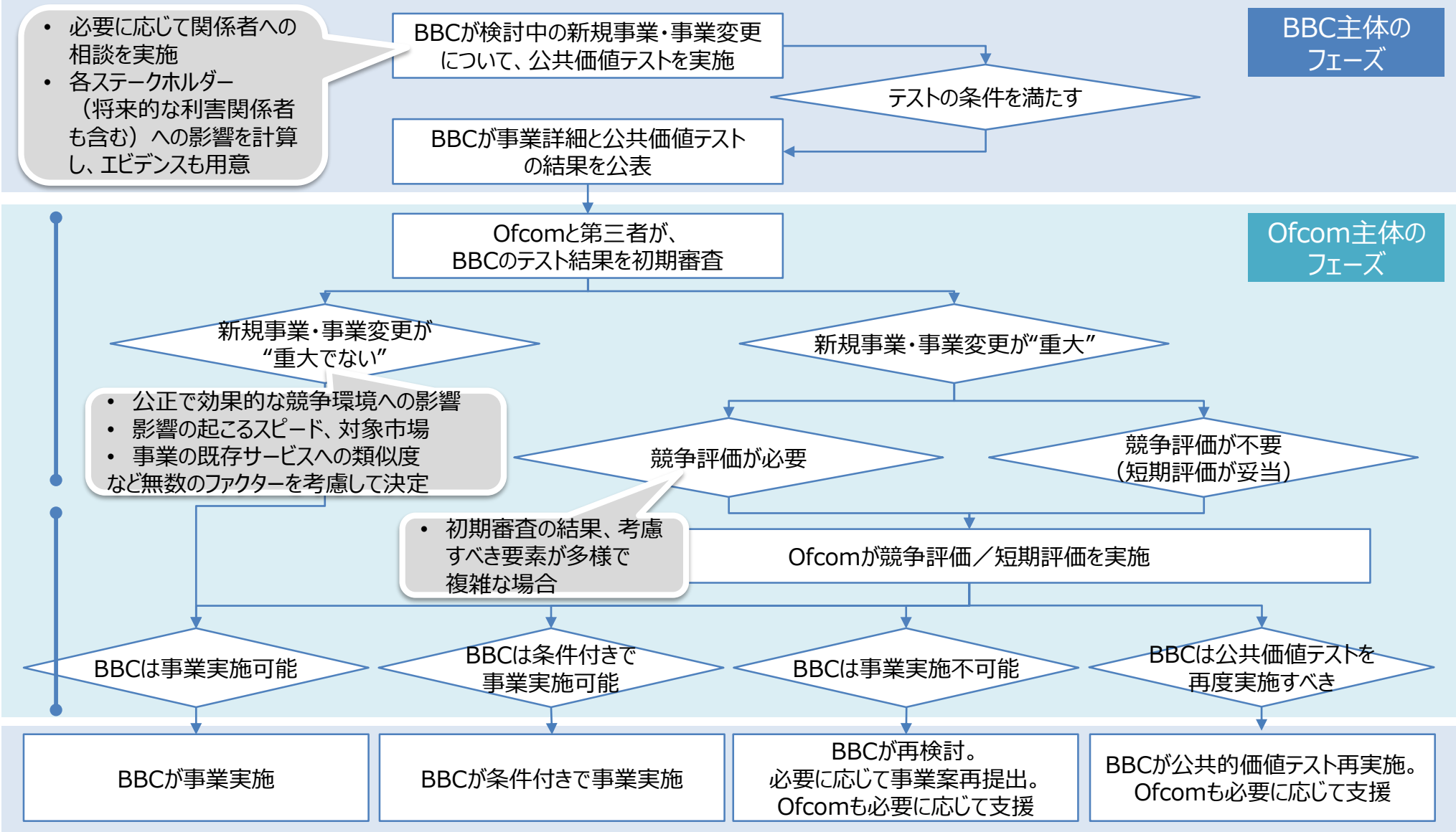
出典：各国公共放送の決算資料

※ 円換算は2021年の年平均レートで計算（1億円未満四捨五入）（三菱UFJリサーチ&コンサルティング公表レート参照）。NHKは億円単位で切り捨て。

※ 各国2021年度収入額（ドイツについては、ARDが公表する各州放送協会の合計値、ZDFが公表する金額）

※ BBCについては連結子会社を含む。BBCの子会社は、広告収入等を財源とする国際放送を行っており、その商業収入はBBC本体に還元されることとなっている。

※ 「その他の収入」には、番組販売収入、製作収入、その他の事業収入が含まれる。「その他の収入」に含まれる収入項目は放送機関ごとに異なる。



当該コンテンツが「新しい」または「変更された」コンテンツかどうか、会長による事前審査

各放送局内にある「放送評議会」に説明書を送付、三段階テストの実施の開始を申請

「新しい」または「変更された」コンテンツである

- 放送評議会は各放送事業者によって異なり、規模も変わる
- 三段階テストの実施前に、必要な場合、当該コンテンツが法律で禁止されているコンテンツかを審査する

事前審査
フェーズ

放送評議会は、各々のコンテンツにつき、審査スケジュールを開始し、手続開始を決定

放送評議会は、三段階テストに際して適切な決定を下すために、専門家の助言を徴し、また、第三者に対して立場表明の機会を付与

放送評議会は、収集した情報を考慮したうえで、計画されたコンテンツが公共放送の任務に属するか否かについて審査

当該コンテンツに対する放送評議会による審査結果の公開

審査に合格したコンテンツである

当該コンテンツの「テレメディアコンセプト」(説明書)が公表、当該コンテンツのインターネットでの配信開始

- 審査はそれぞれの放送事業者が作成する「テレメディアコンセプト」(説明書)に基づいて実施される
- **審査の対象は、個々の番組ではなく、プログラム単位**

三段階テスト
フェーズ

- **専門家の助言**は、すべての**関連市場への影響**について求めなければならない
- 放送評議会による審査の決定には、出席構成員の過半数による賛成ではなく、偶然の結果を避けるために、**出席構成員の3分の2の多数の同意および放送評議会の構成員の過半数の同意という二重の保障**が要請される

- **州の監督機関**は、公表前に、法的監督に必要なすべての情報・書類の提供を受け、**「三段階テスト」が法律の手続に沿ったものか(形式上のエラーがないか)を確認**

○放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)

(目的)

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送(国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。)を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

- 一～四 (略)
- 五 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送及び協会国際衛星放送以外のものをいう。
- 六 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。
- 七 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。
- 八 (略)
- 九 「協会国際衛星放送」とは、日本放送協会(以下「協会」という。)により外国において受信されることを目的として基幹放送局(基幹放送をする無線局をいう。以下同じ。)又は外国の放送局を用いて行われる放送(人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。)をいう。
- 十 「邦人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。
- 十一 「外国人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。
- 十二～三十二 (略)

(業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 次に掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を用いて行われるものに限る。)を行うこと。
 - イ 中波放送
 - ロ 超短波放送
 - ハ テレビジョン放送
 - 二 テレビジョン放送による国内基幹放送(電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。)を行うこと。
 - 三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。
 - 四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。
 - 五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。
 - 2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。
 - 一 (略)
 - 二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報(これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。)を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること(放送に該当するものを除く。)
 - 三 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者(放送事業者及び外国放送事業者を除く。)に提供すること(協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。)
 - 四～九 (略)
- 3～20 (略)

(受信契約及び受信料)

第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備(次に掲げるものを除く。以下この項及び第三項第二号において「特定受信設備」という。)を設置した者は、同項の認可を受けた受信契約(協会の放送の受信についての契約をいう。以下この条及び第七十条第四項において同じ。)の条項(以下この項において「認可契約条項」という。)で定めるところにより、協会と受信契約を締結しなければならない。ただし、特定受信設備を住居(住居とみなされる場所として認可契約条項で定める場所を含む。)に設置した場合において当該住居に設置された他の特定受信設備について当該住居及び生計を共にする他の者がこの項本文の規定により受信契約を締結しているとき、その他この項本文の規定による受信契約の締結をする必要がない場合として認可契約条項で定める場合は、この限りでない。

- 一 放送の受信を目的としない受信設備
 - 二 ラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第二百二十六条第一項において同じ。)又は多重放送に限り受信することのできる受信設備
- 2 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた受信料の免除の基準によるのでなければ、前項の規定により受信契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。
- 3 協会は、受信契約の条項については、次に掲げる事項を定め、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 一 受信契約の単位に関する事項
 - 二 受信契約の申込みの方法及び期限に関する事項(特定受信設備の設置の日その他の当該申込みの際に協会に対し通知すべき事項を含む。)
 - 三 受信料の支払の時期及び方法に関する事項
 - 四 次に掲げる場合において協会が徴収することができる受信料の額及び割増金の額その他当該受信料及び当該割増金の徴収に関する事項
 - イ 不正な手段により受信料の支払を免れた場合
 - ロ 正当な理由がなく第二号に規定する期限までに受信契約の申込みをしなかつた場合
 - 五 その他総務省令で定める事項
- 4 前項第四号に規定する受信料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とし、同項第四号に規定する割増金の額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に総務省令で定める倍数を乗じて得た額を超えない額とする。
- 一 前項第四号イに掲げる場合に該当する場合 支払を免れた受信料の額
 - 二 前項第四号ロに掲げる場合に該当する場合 同項第二号に規定する期限が到来する日に受信契約を締結したとしたならば現に受信契約を締結した日の前日までに支払うべきこととなる受信料の額に相当する額
- 5 協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする放送は、これを協会の放送とみなして前各項の規定を適用する。

(国際放送の実施の要請等)

第六十五条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項(邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。)その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

4・5 (略)

(国際放送等の費用負担)

第六十七条 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

2 第六十五条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内で行なければならない。

(放送番組の編集等)

- 第八十一条 協会は、国内基幹放送の放送番組の編集及び放送に当たつては、第四条第一項に定めるところによるほか、次の各号の定めるところによらなければならない。
- 一 豊かで、かつ、良い放送番組の放送を行うことによつて公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払うこと。
 - 二 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすること。
 - 三 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすること。
- 2 協会は、公衆の要望を知るため、定期的に、科学的な世論調査を行い、かつ、その結果を公表しなければならない。
- 3 第六十条第一項の規定は協会の中波放送及び超短波放送の放送番組の編集について、第七十条の規定は中波放送及び超短波放送を行う場合における協会について準用する。
- 4 協会は、邦人向け国際放送若しくは邦人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たつては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようにしなければならない。
- 5 協会は、外国人向け国際放送若しくは外国人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する外国人向けの放送番組の編集に当たつては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにしなければならない。
- 6 第五条第一項、第六条、第八条から第十一条まで、第十三条、第一百条、第七十四条及び第七十五条の規定は、協会が外国の放送局を用いて国際放送又は協会国際衛星放送を行う場合について準用する。

(広告放送の禁止)

- 第八十三条 協会は、他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。
- 2 前項の規定は、放送番組編集上必要であつて、かつ、他人の営業に関する広告のためにするものでないと認められる場合において、著作者又は営業者の氏名又は名称等を放送することを妨げるものではない。

(放送の休止及び廃止)

- 第八十六条 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送局若しくはその放送の業務を廃止し、又はその放送を十二時間以上(協会国際衛星放送にあつては、二十四時間以上)休止することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 不可抗力により廃止し、又は休止する場合
 - 二 一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送(当該協会国際衛星放送を受信することができる者の数を勘案して総務省令で定めるものを除く。)の放送区域の全部が当該一の外国の放送局以外の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の放送区域に含まれる場合において当該一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の業務を廃止し、又は休止するときその他これに準ずる場合として総務省令で定める場合
 - 三 外国の放送局を用いて行われる国際放送の業務を廃止し、又は休止する場合
- 2 協会は、その放送の業務を廃止したときは、前項の認可を受けた場合を除き、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 協会は、その放送を休止したときは、第一項の認可を受けた場合又は第一百三十三条の規定により報告をすべき場合を除き、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 総務大臣が第九十三条第一項の認定を受けた協会の放送の業務について第一項の廃止の認可をした場合については、第五十条中「第一百条の規定による業務の廃止の届出を受けた」とあるのは「第八十六条第一項の廃止の認可をした」と、「当該届出」とあるのは「当該認可」と読み替えて、同条の規定を適用する。
- 5 総務大臣が第九十三条第一項の認定を受けた協会の放送の業務について第二項の廃止の届出を受けた場合については、第五十条中「第一百条」とあるのは、「第八十六条第二項」と読み替えて、同条の規定を適用する。